



農林水産物・食品の輸出に 取り組む事業者を国が支援します

補助事業

輸出の課題解決に向けた
多様な補助メニュー

税制・融資

輸出にかかる事業費
に対する融資や資産の
割増償却

①サプライチェーン連結強化プロジェクト事業 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援 補助率:1/2(中小企業等は2/3(機器購入費用は1/2)) こんな方におすすめ: ➢ 輸出先の多角化などの戦略的な商流構築のため、サプライチェーン上の課題解決をしたい方 主な要件:(採択のポイント) ➢ 規制の厳しい輸出先国・地域での商流や参入が難しい現地系商流(非日系)等のサプライチェーン構築を目指すような新規性の高い取組であること ➢ 各段階(生産・出荷・流通・販売)の課題が明確化され、当該課題解決のための実証活動が適切に盛り込まれている案件であること ➢ 輸出先国・地域向けに輸出可能な品目に係る取組であること ➢ GFPコミュニティサイトへ登録していること 支援の対象: ➢ 下記のいずれか2者以上を含むコンソーシアム 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、輸出入事業者、食品等流通事業者、外食・中食事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関、独立行政法人	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/250121.html (農林水産省リンク)
②大規模輸出産地モデル形成等支援事業 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通の転換を支援 補助率:定額 こんな方におすすめ: ➢ 輸出に向けた農林水産物・食品の生産&流通体系の実証をしたい方 主な要件: ➢ 地域の関係者による輸出推進体制の組織化 ➢ 生産及び流通体系の転換の両方を実施すること ➢ 事業終了までに、本事業の実施を踏まえ輸出事業計画を作成し、または変更し認定申請を行うこと ➢ 間接補助事業者及びその参画事業者が、GFPコミュニティサイトへ登録していること 支援の対象: ➢ ○都道府県等 ○都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/daikibo_yusyutu.html (農林水産省リンク)
③食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 輸出先国等の規制・認証に対応するための施設や機器の整備を支援 補助率:1/2 こんな方におすすめ: ➢ 輸出先国等の規制・条件を突破するために必要な施設・機器を整備したい方 主な要件: ➢ 認定・認証の取得等の規制対応を行うこと ➢ 事業完了後5年以内に輸出額を2千万円以上 増加させ、かつ投資効率2.0以上とすること ➢ 金融機関からの融資を対象事業費の10%以上受けること ➢ 輸出事業計画の認定を受けること 支援の対象: ➢ ○法人(食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者)(法人格を有する農林漁業者の組織する団体が、食品の製造や加工、流通の事業を行う場合も含みます。) ○地方公共団体	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html (農林水産省リンク)



令和8年度の主な輸出関連補助事業②

事業名・事業概要・補助率	活用事例等
④加工食品輸出先国多角化等支援事業 商流構築のためのニーズ調査や展示会・商談会への参加等の取組を支援 補助率:定額 こんな方におすすめ: ➤ 加工食品を輸出したい方、海外販路を広げたい方 主な要件: ➤ 団体の構成員に3社以上の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある食品製造事業者が1人以上含まれていること ➤ 輸出商社や輸入商社、現地のディストリビューター等の輸出商流に必要な事業者と連携すること ➤ 補助金交付額以上の輸出額の増加を目指すこと ➤ 輸出事業計画の認定(事業実施期間中) 支援の対象: ➤ 団体(任意団体を含む)	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html (農林水産省リンク)
⑤重要市場の商流維持・拡大対策事業 販路拡大、高付加価値化、コスト削減の取組等を支援 補助率:定額(機器・認証等の取得は1/2) こんな方におすすめ: ➤ 輸出商流の維持・拡大をしたい方 主な要件: ➤ 重要市場における農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組であること ➤ 取り組む国・地域において、直近2年以上の輸出実績があること ➤ 認定品目団体の会員※による取組又は当該会員と連携した取組であること ※「認定品目団体の会員」の範囲 ①会員 ②会員の構成員 ③会員又は構成員となるための申請が受理されている 支援の対象: ➤ 事業者、生産者、団体、左記以外	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/iyushijio.html (農林水産省リンク)
⑥輸出先国規制対応支援事業 国際認証取得、施設認定、検査官招へいの取組等を支援 補助率:1/2(輸出の都度必要となる検査官の招へいや講習会開催等は定額) こんな方におすすめ: ➤ 国際的認証を取得したい方、EU等向け施設認定をしたい方 主な要件: ➤ GFPコミュニティサイトに登録していること 支援の対象: ➤ 事業者、生産者、団体	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html (農林水産省リンク)



事業名・事業概要・補助率	詳細
輸出用事業資産の割増償却(輸出促進税制) 認定輸出事業者が輸出事業計画に従って、機械・装置、建物等の取得をした場合、普通償却に加え、最大で5年間の機械装置は30%、建物及び構築物は35%の【割増償却】 こんな方におすすめ： ➤ 施設整備額の早期回収をしたい方、資金繰りを安定化したい方 主な要件： ➤ 輸出事業計画の認定を受けていること ※農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など輸出事業に取り組む事業者が対象 ➤ 取得した機械装置、建物等における輸出事業用に供している割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること ➤ 食品産業の輸向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと ➤ 輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと 支援の対象： ➤ 事業者、生産者	 https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/yusyutsu/attach/pdf/index-4.pdf (農林水産省リンク)
農林水産物・食品輸出基盤強化資金 国内で生産された農林水産物・食品の輸出のための取組を行う事業者向けの融資制度 こんな方におすすめ： ➤ 設備投資をしたい方 主な要件： ➤ 輸出事業計画の認定を受けていること ※農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など輸出事業に取り組む事業者が対象 支援の対象： ➤ 事業者、生産者、団体(農林漁業者が組織する団体等)	 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/yusyutsu_kei_kaku-19.pdf (農林水産省リンク)



GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト） 主なサービス： 輸出可能性を無料で診断できる輸出診断、事業者同士のマッチング、セミナーへの参加、その他輸出に関する情報の収集等 こんな方におすすめ： ➤ 輸出に挑戦したい方	会員登録はこちらから  https://www.gfp1.maff.go.jp (外部リンク)
--	--



問合せ

「農林水産物・食品の輸出」、「輸出に必要な機械・装置、建物等の取得等」、「補助事業等の活用」をお考えの方は、以下の電話番号までお気軽にご相談ください。

関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 ☎ 048-740-0387

輸出関連事業(全体)はこちら
輸出関連予算農林水産省HP

(農林水産省リンク) <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zigyau-gaiyou.html>

